

令和5年度
放課後児童保育
入所案内



相生市教育委員会 生涯学習課

1 受入れ対象児童

保護者の就労や疾病等の理由により、昼間、保護者が家にいない児童。

なお、児童が疾病その他の理由により集団生活に適さないと認められるとき、受入れできない場合があります。

2 放課後児童保育学級の名称等

学校名	学級名	住 所	電話番号	定員
相生小	こぼと学級	川原町 31-1	23-6601	20
青葉台小	みどり学級	青葉台 1-1	23-6605	40
双葉小	くすの木学級	向陽台 23-1	23-6603	120
中央小	もりもり学級	旭 5 丁目 16-67	23-6604	80
那波小	わくわく学級	那波本町 17-30	22-7565	45
若狭野小	わかあゆ学級	若狭野町八洞 185	28-0161	15
矢野小	こやすの木学級	矢野町上 587-3	29-0116	15

注) 新年度の入所希望児童が 5 名に満たない時は開設しない場合があります。
(ただし、1 月末日を基準日とします。)

3 開設期間

対象学年	全学年
入所可能期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日
学校開校日 (月～金曜日)	放課後～午後 6 時 3 0 分時まで
代 休 日	午前 8 時～午後 6 時 3 0 分まで
長期休業期間 (月～土曜日)	午前 8 時～午後 6 時 3 0 分まで

ただし、日曜日、祝日及び教育委員会が定めた日を除く。

※ 年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)およびお盆(8 月 13 日～15 日)は閉級です。

夏休み等長期休業期間中の児童保育については、申込みなしでそのままご利用いただくことになります。

それに伴いまして、長期休業期間中ご利用されない場合は長期欠席届を提出していただくこととなりますのでご注意ください。

なお、学校給食実施期間外の開設日については、必ず各自でお弁当・水筒を持参してください。カップラーメンなど調理が必要なものは避けてください。

4 開設日の児童受入れ

学校終了後、学校内の各学級まで帰ってきます。放課後児童保育学級のみ欠席される場合は、指導員まで必ず連絡してください。

5 保育終了後の児童の下校等

原則、保護者によるお迎えをお願いします。その場合、必ず午後 6 時 30 分までをお願いします。遅れることが続く場合、入所の決定を取り消すことがあります。

どうしてもお迎えに来られない場合は必ず指導員に連絡してください。その場合、17 時（10 月半ばから 2 月半ばの間は 16 時 30 分）に下校させます。下校時の安全対策は、学級におきましても注意を呼びかけていますが、ご家庭におかれましても、下校ルート子どもと充分話し合うようにしてください。

6 学童保育の日程

時	間	内	容
	放課後	宿題	
		自由遊び	
16:00		おやつ・自由遊び	
17:30		清掃・片付け	
18:30		閉所	

注) 時間は、おおまかな目安です。授業終了時間により変動します。

7 宿題

学級では、まず宿題に取りかかるように指導をしています。しかしながら一休みしてから取りかかる子どももいますので、宿題を済ませているかどうか、必ず、ご家庭でご確認ください。また、学級からの連絡事項の有無についてもご確認ください。

8 おやつ

各指導員が、栄養や季節感、安全性、衛生面を考慮し、用意しています。

当日の状況によりおやつの時間に食べられなかった子どもには、持ち帰るようにしていますが、メニューによっては、無理な場合がありますのでご了承ください。

9 保育料の徴収について

保育料は、一人につき月額 6,000 円です。（日割り計算はいたしません。）

原則、保育料は口座振替により毎月月末（金融機関休業日の場合は翌日）に当月分保育料を徴収します。入所申請結果通知書と一緒に届く所定の申込用紙に記入し、金融機関へ提出してください。（既に提出しており振替口座に変更がない場合は、提出する必要はありません）

注) 滞納が続く場合、利用の停止若しくは入所の決定を取り消すことがあります。

10 保育料の減免

下記の状況にあてはまる世帯の児童は免除又は減免を受けることができます。

「放課後児童保育学級保育料減免申請書」(様式第5号)に記入し、添付書類と一緒に提出してください(免除又は減免が決定した月からの適用となります)。また、事情により下記の状況に該当又は変更したときは申請を随時受け付けます。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている所帯又は前年度分の市民税非課税所帯と同一所帯にある児童
保育料の全額
- (2) 前号以外の者で前年度分の市民税が均等割のみが課税されている所帯と同一所帯にある児童
保育料の2分の1
- (3) 被災その他の市長が特別の事情があると認めるとき
保育料の全額又は2分の1

○上記(1)全額免除(保育料無料)

要件及び所得額(円)	給与所得等の収入金額(円)	備考
・生活保護法によって扶養扶助を受けている人		
・障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人	2,043,999円以下	

○上記(1)全額免除(保育料無料)

要件及び所得額(円)	給与所得等の収入金額(円)	備考
・均等割がかからない人 (所得が、 $28\text{万円} \times (\text{配} + \text{扶} + 1) + 10\text{万円} + 16.8\text{万円}$ (但し配又は扶のある人)以下)	【例1 夫婦と子供1人の場合】 《配偶者が控除対象の場合》 1,683,999円以下 《共働きで配偶者が控除対象でない場合》 1,378,000円以下 【例2 夫婦と子供2人の場合】 《共働きで配偶者が控除対象の場合》 2,099,999円以下 《共働きで配偶者が控除対象でない場合》 1,683,999円以下	配偶者が控除対象でない場合で、配偶者に所得割がかかっている場合は、この減免対象となりません。

○上記(2)1/2免除(保育料半額)

要件及び所得額(円)	給与所得等の収入金額(円)	備考
・均等割のみ課税されている人(所得割がかからない人) (所得が、 $35 \text{万円} \times (\text{配} + \text{扶} + 1) + 10 \text{万円} + 32 \text{万円}$ 以下)	【例1 夫婦と子供1人の場合】 《配偶者が控除対象の場合》 2,215,999円以下	控除対象配偶者は、給与所得等の収入金額が103万円未満である。
	《共働きで配偶者が控除対象でない場合》 1,703,999円以下	
	【例2 夫婦と子供2人の場合】 《配偶者が控除対象の場合》 2,715,999円以下	
	《共働きで配偶者が控除対象でない場合》 2,215,999円以下	

11 実費費用の徴収

おやつ代月額1,500円を徴収します。

集金については、集金袋を用意しておりますので、学校の集金とお間違いのないようにお願いします。

なお、夏休み期間のおやつ代は月額2,000円となります。

※学級によって、上記と異なる場合がございます。

12 入所の手続き

①入所希望の場合は、以下の書類を提出してください。

(1)放課後児童保育学級入所申請書(様式第1号)

(2)学生、65歳以上の方を除く同居家族全員の保育できないことを証明する書類(該当する書類)

・会社員・・・就労証明書

・自営業者・・・民生委員・児童員による確認書(就労証明書)

・保護者が学生・・・在学証明書

・疾病等の方・・・診断書 など

(1)、(2)を合わせて**生涯学習課(文化会館内)**に提出してください。

②後日、「放課後児童保育学級入所申請結果通知書」(様式2号)を送付します。

13 長期欠席の手続きについて

保育学級を続けて7日以上欠席しようとする場合は、生涯学習課又は保育学級にある「放課後児童保育学級長期欠席届」(様式第4号)に必要事項を記入の上**生涯学習課(文化会館内)**に提出してください。

14 退所の手続き

退所をされるときは、生涯学習課又は保育学級にある「放課後児童保育学級退所届」(様式第3号)に必要な事項を記入の上、**生涯学習課(文化会館内)**に提出してください。

注) 連続4ヵ月以上の長期欠席届は受け付けません。その場合は、退所の手続きをしていただきます。

15 さくら連絡網(連絡システム)の登録

放課後児童保育での連絡、通知、案内等を連絡システムで行いますのでご登録をお願いします。また、学童保育での様子を掲載する場合がございますので、同意書の提出もよろしくお願いします。

16 児童クラブ共済(傷害保険)

放課後児童保育事業は、各小学校で加入している保険(日本体育・学校健康災害共済)の対象となりませんので、放課後児童保育事業における児童の傷害保険として、下記の児童クラブ共済制度に加入します。(保険会社の都合により、保険内容が変更される場合があります。)

なお、傷害保険料は、保育料に含まれています。

- ① 共済制度の名称 「児童クラブ共済制度」 B型
- ② 契約先 財団法人 児童健全育成推進財団
- ③ 給付の内容

放課後児童保育事業において、保育の活動中または自宅と放課後児童保育学級の往復途上などに傷害を被った場合に給付金が支払われます。

④ 給付金額

給付金の種類		給付額等
死亡給付金		1,000万円
後遺障害給付金		30～1,000万円
傷害給付金	入院給付金(1日)	7,500円
	通院給付金(1日)	3,000円
	手術給付金	手術の種類に応じて定められた倍率×6,000円
療養給付金	30日以上療養	30,000円

⑤ 申請手続き

不慮の事故があった場合は、すぐに指導員に連絡してください。教育委員会経由で手続きを行います。

17 台風等による警報発令にともなう取扱い

学校において警報が発令された場合、授業は中止となり、児童は下校することとなりますが、放課後児童保育については通常どおり開所します。その際、引き渡しは指導員が対応いたします。

なお、午前7時の時点で警報が発令された場合、学校が休校になりますので閉所します。

長期休業期間中は警報が発令された場合も原則開設しますが、できる限り早めのお迎えをお願いします。なお、気象状況等により閉所する場合がございます。

また、上記以外で都合により、臨時閉級する場合があります。閉級する場合は、連絡システムにてご連絡致します。

18 その他

入所申請書等関係書類は、市ホームページでダウンロード可能です。

19 お問い合わせ先

ご不明な点があれば、相生市教育委員会 生涯学習課へお問い合わせください。

〒678-0041 相生市相生 6丁目1番地1
相生市文化会館 扶桑電通なぎさホール内
Tel 0791(23)7144
E-mail shogaigakushu@city.aioi.lg.jp